

毎週火、金曜日発行（但休日に行きとぎは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十五条第一項の規定により、身体障害者が診断を受け
る医師を次のとおり指定した。

昭和三十三年十二月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告示 身体障害者を診断する医師の指定

航空三角測量の実施

私立各種学校の設置認可

牛の肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予
防注射

牛の結核病及びブルセラ病の検査

◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際にお
ける収支報告書の公表

◇教委告示 定例教育委員会の招集

指定診療科名

氏名

住

所

指定年月日

耳鼻咽喉科

稲田 喜代治

鳥取市吉方中央病院内

昭和三十三年四月二十四日

整形外科

岡 迪 夫

倉吉市明治町 北岡病院内

六月二十四日

内科

早瀬 啓

東伯郡三朝町山田国立三朝療養所内

七月十六日

仕合 澄子

外科 伊藤 薫 西伯郡西伯町大字倭 西伯病院内 八月十八日

鳥取県告示第五百八十六号

次のとおり航空三角測量を実施する旨、岡山農地事務局長から通知を受けた。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二期

- 一 作業の種類 三角測量
- 二 作業地域 中海沿岸地域
- 三 作業期間 昭和三十三年十二月一日から昭和三十三年三月三十一日まで

名 称 萩原編物技芸学院 所在地 鳥取市川外大工町七六番地

鳥取県告示第五百八十八号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除並びに豚コレラ予防

四 作業方法 航空三角測量のため必要な地上基準点の測量及び低平地の等高線測量

鳥取県告示第五百八十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のとおり認可した。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二期

設置者 安 木 節 江 認可年月日 昭和三十三年十二月九日

注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所

有者に対して検査及び駆除並びに注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二期

- 一 実施の目的 肝てつ及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 肝てつ、検査及び駆除…牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ、検査…皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射…豚コレラ予防液皮下注射

別表

牛の肝てつ、検査及び駆除

実施期日 十二月二十二日 実施区域 日野郡江府町小原、御机 実施場所 助沢、下蚊屋

二十三日 美用、栗尾

二十四日 原、宮市

二十五日 杉谷、具田

二十六日 吉原、西成、袋原

三十四年 一月十九日 大河原、大満

二十日 柿原、佐川

二十二日 小江尾、久連、江尾

二十三日 源山口、日の詰

二十六日 尾の上原、池の内

二十七日 武庫、洲河崎

二十八日 下安井、荒田

二十九日 豚コレラ予防注射

実施期日 十二月十八日 実施区域 日野郡溝口町谷川 実施場所 各豚舎巡回注射

十九日 江府町下安井

鳥取県告示第五百八十九号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査及び駆除並びに注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 肝てつ、の検査及び駆除…：牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 豚コレラ予防注射…：豚。ただし、生後四十日、分べん前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
- 肝てつ、検査…：皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除…：ヘキサクロロエタン製剤投与
豚コレラ予防注射…：豚コレラ予防液皮下注射

別表 牛の肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	八頭郡家町 中私郡	下津黒家畜検査場
” 二十三日	” 佐治村	佐治”
” 二十四日	” ”	” ”
” 二十五日	” ”	” ”
豚コレラ予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	西伯郡西伯町 (法勝寺)	各豚舎巡回注射
” 二十三日	” (大園)	” ”
” 二十四日	” 伯仙町(県)	” ”

鳥取県告示第五百九十号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施する

から、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 結核病。ブルセラ病検査…：搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分べん前一箇月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
- 結核病検査…：ツベルクリン皮内反応検査
- ブルセラ病検査…：ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十五日	西伯郡大山町旧所子	所子家畜保健衛生所
” 二十一日	” 名和町旧光徳	光徳検診所
” 二十二日	” 中山町旧逢坂	逢坂”
” 二十三日	” 名和町旧庄内	庄内家畜管理理所
” 二十六日	” 旧名和	名和検診所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一種 類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二期 間 昭和三十三年一月一日から 昭和三十三年十一月二日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	
鳥取県西部地区青年団協議会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和三十三年一月一日から十一月二日まで

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者該当なし

(二) 支出該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 山 榑 博

一 日 時 昭和三十三年十二月十二日午前十一時

二 場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議 題

1 昭和三十四年度予算について

2 昭和三十三年年度追加予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取 印刷所 鳥取市東町取 印刷所